

生活介護 重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号平成18年9月29日）第9条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1 生活介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	特定非営利活動法人 ふれあいぽっぽ
代表者氏名	理事長 大谷 知子
本社所在地 (連絡先)	大阪府茨木市上穂積二丁目1-10 (電話番号：072-627-8903・FAX番号：072-627-8923)
設立年月日	平成24年4月1日

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ちいきひろばサン
サービスの主たる 対象者	知的障がい者（18歳未満の者を除く） 精神障がい者（18歳未満の者を除く）
大阪府指定 事業所番号	生活介護 2714201247号（平成24年 4月1日指定）
事業所所在地	大阪府茨木市春日1丁目8-24
連絡先 相談担当者名	電話番号：072-626-3813 FAX番号：072-626-3823 担当者：片山 潤
事業所の通常の 事業実施地域	茨木市の全域

事業所が行なう他の 指定障がい福祉サー ビス	生活介護
------------------------------	------

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	指定障害福祉サービス事業の生活介護の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な生活介護の提供を確保することを目的とする。
運営方針	利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 ただし、国民の祝日、8月13日～8月15日 12月30日～1月3日までを除く
営業時間	午前8時30分から午後5時30分

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から金曜日 ただし、国民の祝日、8月13日～8月15日 12月30日～1月3日までを除く
サービス提供時間	午前9時から午後5時

※ バザー等のイベントを開催するときは、休日でも来所してもらう場合があります。

3 サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

建物の たてもの	構造	鉄骨造
	敷地面積	m ²
	延べ床面積	339.49 m ² (建物全体)

(2) 主な設備

設備	部屋数	面積	備考
訓練・作業室	1室	28.350 m ²	
多目的室	1室	6.000 m ²	共用
相談室	1室	6.163 m ²	共用
事務室	1室	6.163 m ²	共用
洗面設備	2箇所	m ²	共用
トイレ	1箇所	3.200 m ²	

シャワー室	0	m ²	
厨房	1室	18.510 m ²	共用

4 事業所の職員体制

事業所の管理者	伊藤 順子
---------	-------

職種	職務内容	人員数
サービス管理責任者	<p>1. 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。</p> <p>2. アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定生活介護以外の保険医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定生活介護の目標及びその達成時期、指定生活介護を提供する上での留意事項等を記載した生活介護計画の原案を作成します。</p> <p>3. 生活介護計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した生活介護計画を記載した書面(以下「生活介護計画書」という。)を利用者に交付します。</p> <p>4. 生活介護計画作成後、生活介護計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、生活介護計画の見直しを行い、必要に応じて生活介護計画を変更します。</p> <p>5. 利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握します。</p> <p>6. 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行います。</p> <p>7. 他の従業者に対する技術指導及び助言を行います。</p>	常勤 1人

医師	医師は、利用者に発病や緊急な診療行為の必要が生じた際に迅速に処置を行います。	非常勤 1人
看護職員	看護職員は、医師の指導のもと、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行います。	非常勤 1人
生活支援員	生活支援員は、利用者の日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の支援、訓練等の支援を行います。	常勤 2人 非常勤 5人
調理員	調理・配膳・食器洗浄片付けを行います。	非常勤 2人
運転手	利用者の送迎を行います。	非常勤 2人

5 提供するサービスの内容及び料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容について

① 介護給付費対象サービス内容

サービス区分と種類	サービスの内容
生活介護計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた手順書を作成し、この手順書を元に生活介護計画を作成します。
身体等の介護	食事や排泄等の介護を行います。
生産活動	生産活動の機会を提供します。 <工賃の支払> 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。
創作的活動	創作的活動やレクリエーション活動を行います。
身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援	利用者の心身の等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を行います。
生活相談	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。

けんこうかんり 健康管理	にちじょうせいかつうえひつよう ばい たる ち え つ く と う みまも ふくやくかくにん た 日常生活上必要なバイタルチェック等の見守りや服薬確認その他 ひつよう かんり きろく おこな いるようきかん れんらくちようせいおよび 必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び きょうりよくいるようきかん つうじてけんこうほ じ てきせつ 協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
ほうもんしえん 訪問支援	じょうじさーびす りよう りようしや しんしん じょうきよう へんか 常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、 か いじょうれんぞく りよう がなかつた場合は居室を訪問して利用状況 を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。
そうげいさーびす 送迎サービス	りようしや きぼう じたく じぎょうしょかん そうげいさーびす おこな 利用者の希望により、自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

② かいごきゅうふひたいしょうがいさーびすないよう
介護給付費対象外サービス内容

さーびすくぶんしゅるい サービス区分と種類	さーびすの ないかたち サービスの 内容	きんがく 金額
しょくじ ていきよう 食事の提供	しょくじ ていきよう 食事を提供します。	1食620円
そうげいさーびす 送迎サービス	じどうしや そうげい おこな 自動車による送迎を行います。	
せいさんかつどう 生産活動	せいさんかつどう おこなうえ ひよう ふたん いただ 生産活動を行う上でかかる費用のうち、負担して頂 くことが適当であるものに係る費用を頂きます。	じっぴ 実費
そうさくてきかつどう 創作的活動	そうさくてきかつどう れくりえーしょん かつどう おこな うえ 創作的活動やレクリエーション活動を行う上でか かる費用のうち、負担して頂くことが適当であるも のに係る費用を頂きます。	じっぴ 実費
にちじょうせいかつじょうひつよう 日常生活上必要となる 諸経費	りようしや にちじょうせいかつひん こうにゆうだいきんとう にちじょうせいかつ じょう 利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要 する費用で、負担して頂くことが適当であるものに 関わる費用をいただきます。 ①日用品費 ②保健衛生費 ③教養娯楽費	じっぴ 実費
しゃかいせいかつじょう 社会生活上の便宜の 供与等	にちじょうせいかつ ひつよう きょうせいきかんとう へ てつづき とうおよ 日常生活に必要な行政機関等への手続き等及びに ついて、利用者または家族が行うことが困難な 場合、利用者の同意をえて代行します。	じっぴ 実費
その他	・ さーびす ていきよう きろく 等の 複写代 ・ 証明書諸書類の発行代 ・ その他	じっぴ 実費

(2) ていきよう さーびす りようきん りようしやふたんがく
提供サービスの料金とその利用者負担額について

ていきよう さーびす こうせいろうどうしやう こくじ たんか りようりよう はっせい りようしや
提供サービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。利用者
の方には、所得区分ごとの負担上限額に応じて、原則として利用料の1割を利用者負担額
として負担していただくこととなります。

※ せたい しょとく おう くぶん げつがくふたんじょうげんがく せつてい つき りよう さーびすりよう
世帯の所得に応じて4区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量
かわらず、それ以上の負担は生じません。

ふたんじょうげんげつがくとういちらん
(負担上限月額等一覧)

くぶん 区分	ふたんじょうげんがく 負担上限額	せたい しゅうにゅうじょうきょう 世帯の収入状況
せいかつほご 生活保護	えん 0円	せいかつほごじゆきゅうせたい 生活保護受給世帯
ていしよとく 低所得1	えん 0円	しちやうそんみんぜいひかぜいせたい きーびす りやう 市町村民税非課税世帯で、サービスを利用す るご本人の収入が80万円以下の方
ていしよとく 低所得2	えん 0円	じやうき ていしよとく いがい しちやうそんみんぜいひかぜい 上記「低所得1」以外の市町村民税非課税
いっ ばん 一般	えん 37,200円	しちやうそんみんぜいかぜい 市町村民税課税

※ また、指定生活介護を利用する場合、経過措置として、資産が一定以下であれば、月額負担上限額の軽減の対象となります。

「障がい者」の利用者負担上限月額

くぶん 区分	ていしよとく 低所得1	ていしよとく 低所得2	いっばん 一般
			しちやうそんみんぜいしよとく 市町村民税所得 わりまんみまん 割16万未満
けいげんそちご 軽減措置後 ふたんじょうげんげつがく 負担上限月額	えん 0円	えん 0円	えん 9,300円

じやうげんふたんげつがくとう かんするしやうさい す しちやうそんまどぐち といあわ
上限負担月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

りやうりやうきん めやす じひやう
利用料金の目安は、次表のとおりです。

ない 内容	りやうりやう 利用料	りやうしや 利用者 ふたながく 負担額	
きーびすりやうりやうきん サービス利用料金 (利用定員11人以上 20人以下) (所要時間7時間以上 8時間未満)	くぶん 区分2	えん 5,760円	えん 577円 (1日あたり)
	くぶん 区分3	えん 6,320円	えん 633円 (1日あたり)
	くぶん 区分4	えん 7,071円	えん 708円 (1日あたり)
	くぶん 区分5	えん 10,210円	えん 1,022円 (1日あたり)
	くぶん 区分6	えん 13,645円	えん 1,365円 (1日あたり)

加算 かさん	しよきかさん 初期加算		えん 317円	えん 32円 (1日あたり)	りようしゃ していせいかつかいご 利用者が、指定生活介護の りよう かいし ひ 利用を開始した日から きさん して 30 にち いのない 起算して30日以内の きかん かさん 期間について加算します。
	しよくていきょうたいせい かさん 食事提供体制加算		えん 317円	えん 32円 (1日あたり)	
	ほうもん しえん とくべつ 訪問 支援 特別 かさん 加算	じかんみまん 1時間未満	えん 1,976円	えん 198円 (1回あたり)	5 (1) ①の訪問支援を おこな ばあい かさん 行った場合に加算しま す。
		じかんいじょう 1時間以上	えん 2,959円	えん 296円 (1回あたり)	
	けっせき じたいおうかさん 欠席時対応加算		えん 993円	えん 100円 (1回あたり)	してい せいかつ かいご りよう 指定生活介護の利用を よてい ひ きゆうびょう 予定していた日に、急病 とう によりその利用を中止 した場合に、利用者または かぞく れんらく ちょうせい 家族への連絡調整を おこない ひきつづきしていせいかつかいご 行い、引き続き指定生活介護 の利用を促す等の相談 えんじょう おこな ばあい 援助等を行った場合に かさん 加算します。
じんいんたいせい かさん 人員体制加算		えん 539円	えん 54円 (1日あたり)		

※ 利用者の依頼により、利用者及びその世帯としての上限額を超えて事業者が利用者負担額を
徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合（利用者負担額が上限額を
超えた場合（利用者負担額上限額管理結果票の利用者負担上限額管理結果欄が「3」の場合）
に限る）は、以下の料金が加算されます。

ない 内	よう 容	りようりよう 利用料	りようしゃ 利用者 ふたながく 負担額	
りようしゃふたんじょうげんがくかんりかさん 利用者負担上限額管理加算		えん 1,585円	えん 159円	つき 1月あたり

6 その他の費用について

① こうつうひ 交通費	つうじょう じぎょう じっしちいき こ おこな ほうもんしえん よう こうつうひ こうきょう 通常の事業の実施地域を越えて行う訪問支援に要する交通費は、公共 こうつうきかんとく りよう ばあい じっぴ りようしゃ ちょうしゅう 交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者から徴収します。なお、 この場合、事業者の自動車を使用したときは、きろめーとる かい かたみち 320円 2 km を 1 km 超えるごとに（片道）140円を徴収します。
-------------------	---

②キャンセル料	サービスの利用をキャンセルする場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記キャンセル料を請求させていただきます。	
	利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
	利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	利用者負担相当額
※ただし、利用者の病変、急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		

7 利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

利用者負担額について	<p>利用者負担額は、世帯ごとの所得区分に応じて月額の上 限 額 が定められており、上 限 額 を超えた部分については事業者が介護給付費として市町村に請求することとなっています。</p> <p>複数のサービスを利用した場合は、いずれかの事業者が上 限 額 管理を行うことにより、サービスごとの利用者負担額を確定します。</p>
上 限 額 管理について	<p>生活介護における利用者負担上 限 額 管理とは、複数の事業者によるサービスを利用する利用者等について、利用者負担の額が利用者及びその世帯ごとの負担上 限 額 を超えることがないよう事業者ごとの徴 収 額 の管理を行なうことです。</p> <p>対象者は市町村で認定され、受給者証にその旨を記載して「利用者負担上 限 額 管理事務依頼(変更)届出書」が交付されます。</p> <p>利用者の希望により、当事業所を利用者負担上 限 額 管理者に選任される場合、サービス開始までにお申し出ください。その際、「利用者負担上 限 額 管理事務依頼(変更)届出書」を提出してください。事業者が必要事項を記載してお返ししますので、「受給者証」とともに市町村に届け出てください。(受給者証に上 限 額 管理者名が記載されます。)</p> <p>利用者等が上 限 額 管理を行う事業者を選ばなかった場合、上 限 を超えた利用者負担額は、利用者等が直接市町村に償還給付の申請を行うことにより給付を受けることとなります。</p> <p>また、例えば、利用者がグループホームに入居されている場合は、グループホームが上 限 額 管理を行うことになるなど複数のサービスを利用している場合には優先順位が決められていますので、ご留意ください。</p>
利用者負担額 その他の費用 の支払い方法 について	<p>利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月10日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払いください。</p> <p>(ア)現金支払い</p> <p>(イ)事業者指定口座への振り込み</p>

	<small>ぎんこうめい</small> ※銀行名 <small>ぎんこう</small> りそな銀行 <small>いばらきにししてん</small> 茨木西支店 <small>ふつう</small> 普通 <small>こうざばんごう</small> 口座番号 0132143 <small>めいぎじん</small> 名義人 特定非営利活動法人 ふれあいぽっぽ
	<small>しはら</small> <small>かくにん</small> <small>かならずりょうしゅうしよ</small> <small>わた</small> <small>ほかん</small> <small>ねが</small> お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡しますので、保管をお願い いたします。 <small>かいごきゅうふひとうなど</small> <small>しちょうそん</small> <small>きゅうふ</small> <small>う</small> <small>ぼあい</small> <small>じゅりょうつうち</small> また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知 をお渡しますので、必ず保管をお願いします。

※ りょうりょう た ひょう しはら しはら いのりよく しはら いきじつ
 ※ **利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から**
3 かげつじょうちえん こい しはらい とくそく 1 4 かない おしはらい ぼあい けいやく かいやく
3月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した
うえ みはらいぶん おしはらい
上で、未払い分をお支払いただくことがあります。

8 さーびす ていきょう りゅういじこう
サービスの提供にあたっての留意事項

(1) しちょうそん しきゅうけつていないようなど かくにん
市町村の支給決定内容等の確認

さーびす ていきょう さきだつ じきゅうしやしやう きさい しきゅうりょう しきゅうないよう りょうしやふたん
サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担
じょうげんがく かくにん じきゅうしやしやう じゅうしよ しきゅうりょう へんこう
上限額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった
ぼあい すみ じぎょうしや しら
場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) せいかつかいごけいかく
生活介護計画の作成

かくにん しきゅうないよう そ りょうしやおよ かぞく いこう はいりよ せいかつかいごけいかく
確認した支給内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「生活介護計画」を
さくせい さくせい せいかつかいごけいかく あん だんかい りょうしやまた かぞく ないよう
作成します。作成した「生活介護計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容
せつめい りょうしや どうい え たうえ せいあん かくにん ねがい
を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いしま
す。

さーびす ていきょう せいかつかいごけいかく もと おこ じっし かん し じ めいれい
サービスの提供は「生活介護計画」に基づいて行ないます。実施に関する指示や命令
じぎょうしや おこ じっさい ていきょう りょうしやとう らいしよじ
はすべて事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者等の来所時の
じょうきよう いこう じゅうぶん はいりよ おこ
状況や意向に十分な配慮を行ないます。

(3) せいかつかいごけいかく へんこうなど
生活介護計画の変更等

せいかつかいごけいかく りょうしやとう しんしん じょうきよう いこう へんか ひつよう おうじて
「生活介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて
へんこう
変更することができます。

9 ぎゃくたい ぼうし
虐待の防止について

じぎょうしや りょうしやとう じんけん ようご ぎゃくたい ぼうしとう しょうがいしや じ しせつ
事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者（児）施設における
ぎゃくたい ぼうし へいせい ねん がつ20にちさわはつだい ごうこうせいろうどうしやうしやかいえんごきやくしょうがいほけん
虐待の防止について」（平成17年10月20日障発第1020001号厚生労働省社会援護局障害保健
ふくしぶちょうつうち じゆん とりあつかい かき たいさく こう
福祉部長通知）に準じた取扱いをするとともに、下記の対策を講じます。

① ぎゃくたいぼうし かん せきにしや せんてい
虐待防止に関する責任者を選定しています。

<small>ぎゃくたいぼうし</small> <small>かん</small> <small>する</small> <small>せきにしや</small> 虐待防止に関する責任者	<small>いとう</small> <small>じゆんこ</small> 伊藤 順子
--	--

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

10 秘密の保持と個人情報保護について

<p>利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ・ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ・ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容及びします。
<p>②個人情報の保護について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。 ・ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報に含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとし、 ・ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとし、（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

1 1 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

1 2 事故発生時の対応方法について

利用者に対する生活介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村	市 町 村 名	茨木市役所
	担 当 部 ・ 課 名	福祉部・障害福祉課
	電 話 番 号	072-620-1636

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 日本興亜損害保険株式会社
 保険名 損害賠償責任保険
 保障の概要 施設・業務遂行リスク

1 3 心身の状況の把握

指定生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1 4 連絡調整に対する協力

生活介護事業者は、指定生活介護の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

1 5 他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携

指定生活介護の提供に当り、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

1 6 サービス提供の記録

① 指定生活介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容その他必要な事項を指定生活介護の実施ごとに記録します。

② これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

17 苦情解決の体制及び手順

- (ア) 提供した指定生活介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- (イ) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- ① 苦情又は相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう、必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行います。
 - ② 相談担当者は、把握した状況をサービス提供責任者とともに検討を行い、対応を決定します。
 - ③ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。)

【事業者の窓口】	所在地 大阪府茨木市春日1丁目8-24 電話番号 072-626-3813 ファックス 072-626-3829 受付時間 午前9時から午後5時
【市町村の窓口】	所在地 茨木市駅前3丁目8番13号 健康福祉部・障害福祉課 電話番号 072-620-1636 ファックス 072-627-1692 受付時間 月曜日から金曜日 9時から17時
【公的団体の窓口】 大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会 「福祉サービス苦情解決委員会」	所在地 大阪府中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館2階 電話番号 06-6191-3130 ファックス 06-6191-5660 受付時間 月～金曜日(祝日を除く) 午前10時～午後4時

18. 第三者評価の実施状況

実施している	実施していない
【実施日： 年 月 日】	【評価機関名： 】
【結果開示状況： 】	【 】

19 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	ねん年	がつ月	にち日
-----------------	-----	-----	-----

20 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	ねん年	がつ月	にち日
-----------------	-----	-----	-----

省令第171号平成18年9月29日)」第9条の規定に基づき、上記内容について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働利用者に説明を行いました。）

事業者	所在地	大阪府茨木市上穂積二丁目1-10
	法人名	特定非営利活動法人 ふれあいぽっぽ
	代表者名	理事長 大谷 知子
	事業所名	ちいきひろばサン
	説明者氏名	管理者 伊藤 順子 印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印
代理人	住所	
	氏名	印